



令和6年度

物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり10万円）のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税「非課税世帯」や「均等割のみ課税世帯」を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

宜野座村が確認書または申請書を受理した日から2～3週間後が目安です。

給付金対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和6年度

- ① **「住民税非課税」**の世帯
- ② **「住民税均等割のみ課税」**の世帯

対象世帯には宜野座村から確認書が届きます（要返送）

返送期限：令和6年9月30日（木）

- ※ 一部申請が必要な場合があります。
（世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方、未申告者がいる場合）
- ※ 令和6年6月3日時点で宜野座村に住民登録がある世帯が対象です。

詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

令和6年度住民税〔非課税世帯〕または〔均等割のみ課税の世帯〕

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯主あてに、宜野座村から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 内容を確認して必要事項を記入し、添付書類を同封のうえ、令和6年9月30日(木)まで(当日消印有効)に宜野座村に**返信ください**。



世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方や、村において令和6年度住民税の課税状況が把握できない方(未申告者)がいる場合

給付金を受け取るには**申請が必要**です。
対象となる世帯には申請書を送付していますので、申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に郵送でご提出ください。
※ 課税証明書を添付する際は「定額減税前の所得割額」が確認できるもの。



! 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。



お問い合わせ

宜野座村役場 総務課

受付時間

「物価高騰対応重点支援給付金」窓口 ☎ 098-968-5111 平日 9:00 ~ 16:30(昼 12:00 ~ 13:00、土日祝除く)